

環境保全重点課題対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の豊かで良好な自然環境を保全するため、県内の市町村、一部事務組合、民間団体（以下「補助事業者」という。）が実施する環境課題の解決に向けた事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとし、重点課題対策事業を優先して補助するものとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第3号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、交付決定額の1/2の範囲内で、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第7条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「山梨県グリーン購入の推進を図るための基本方針」(平成16年4月)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(書類の提出)

第8条 この要綱で規定する書類の提出は、所轄の林務環境事務所へ提出するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。
- 2 山梨県環境保全活動支援事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、山梨県環境保全活動支援事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

補助区分		補助対象経費	補助率	軽微な変更	補助限度額
重点課題対策事業	オリンピック・パラリンピック支援ごみ対策事業（住民等と協働してオリンピック・パラリンピック会場周辺等の不法投棄廃棄物の撤去を行う事業）	1 報償費（講師謝金等） 2 旅費（講師旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） 4 役務費（通信運搬費、保険料等） 5 使用料及び賃借料 6 委託料	当該経費の2分の1以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合	1 市町村、一部事務組合 1,000 千円 2 民間団体 500 千円
	プラスチックごみ対策事業	1 報償費（講師謝金等） 2 旅費（講師旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） 4 役務費（通信運搬費、保険料等） 5 使用料及び賃借料	同上	同上	同上
環境課題対策事業	ごみ減量化・リサイクル推進事業	同上	同上	同上	同上
	地球温暖化対策事業	同上	同上	同上	同上
	環境教育推進事業	同上	同上	同上	同上
	その他知事が必要と認める事業	同上	同上	同上	同上

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印
電話番号

環境保全重点課題対策事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、環境保全重点課題対策事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額 ¥

4 添付書類

- (1) 事業計画書 様式第 1 号の 2 のとおり
- (2) 収支予算書 様式第 1 号の 3 のとおり
- (3) 団体調書 様式第 1 号の 4 のとおり
- (4) 規 約

5 その他必要な書類

※ 4 (3) 団体調書及び (4) 規約について、市町村は省略

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

環境保全重点課題対策事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、環境保全重点課題対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

環境保全重点課題対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、環境保全重点課題対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第3号の2）
- 2 収支決算書（様式第3号の3）
- 3 その他添付書類

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

環境保全重点課題対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった環境保全重点課題対策事業費補助金 について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名
預金種別 (当座・普通)
口座名

No.

(申請者) 殿

山梨県知事

環境保全重点課題対策事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった環境保全重点課題対策事業費補助金 については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第1号の2

事業計画書

事業名	事業内容	実施時期	実施場所	参加人数
<p>①事業の目的・目標（達成の見込も記載してください）</p> <p>②選択した手法の合理性（地域の現状・課題を明確に記載してください）</p> <p>③事業の効果</p> <p>④地域住民の参加や協働</p>				

※用紙が足りない場合は適宜追加してください。

様式第 1 号の 3

収 支 予 算 書

○ 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
合 計			

○ 支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
合 計			

様式第1号の4

団 体 調 査 書

団 体 名			
代 表 者	氏名	年齢	歳
	住所 〒		
	電話		ファックス
主たる事務所の所在地または、事務担当者連絡先	1 事務所（事務担当者）あり		
	住所 〒		
	電話		ファックス
	連絡者 職・氏名		
	2 代表者に同じ		
設立年月日	年	月	日（活動歴 年）
団体の目的			
会 員 等	個人会員	名	（年会費 円）
	法人会員	名	（年会費 円）
	年間会費収入		円
活 動 実 績	年度	年度	年度

※活動内容がわかるパンフレット・チラシ類、総会資料等があれば添付してください。

様式第3号の2

事業報告書

事業名	事業内容	実施期日	実施場所	参加人数
○事業の成果及び今後の取り組み				

様式第3号の3

収 支 決 算 書

○ 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
合 計				

○ 支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
合 計				